

菟田4丁目所在遺跡現地説明会資料

2002年9月14日(土)
財団法人 大阪市文化財協会

(1) 今回の発掘の成果

・**近世** 田畑を耕した農具のあとと牛や人の足跡が見つかりました。また、これ以外に、粘土を取ったあとの大きな穴が見つっています。

・**中世** 鋳物関係の遺構・遺物が発見されました。遺構は、深さが0.1～0.7mほどの穴がほとんどです。穴はその中の土の違いによって大きく2種類に分かれます。1つは鋳物関係の廃棄物や炭をたくさん含んだ土で埋められたもの(A)、もう1つは主に田畑の土で埋められたもの(B)です。鋳物関係の廃棄物には鋳型や炉をこわした破片などが含まれていました。しかし、発掘した範囲では、炉あとなどのここに仕事場があったことを直接的に示す発見はありませんでした。鋳型には鍋や鋤の形をしたものがあり、鍋釜や農具などの日用の道具が鋳造されていたようです。2種類の穴の時期は、土の違いはあるものの大きな差はないものと思われ、出土した土器から室町時代、15世紀ころと考えられます。

(2) 中世の穴が掘られた目的は？

最終的には廃棄物が埋められた穴ですが、もともとはゴミ穴として掘られたわけではなさそうです。鋳物の鋳型や炉は、鋳造を行った場所の近くで掘られた粘土を用いて作られたと思われます。今回発見された穴は、焼き物に適した黄色い粘土がある場所ではたくさん見つかり、粘土ではなく、より砂質の強い白や黒い色の土の場所にはあまり穴が掘られていません。そうしてみると、これらの穴は鋳造作業に必要な粘土を取ったあとなのではないのでしょうか。そして、不要になった鋳型や炉の破片が混った土で穴を埋め戻したのではないのでしょうか。

(3) 今回の発掘調査の意義

今回の調査では15世紀の鋳物関係の遺構、遺物を見つけることができました。これは、古文書(参考史料)にみられる「かつた村」(菟田村を指す)の鋳物師が実在していたことを証明するものといえそうです。残念ながら、

ら、今回の調査では、鋳物師の仕事場そのものを見つけることはできませんでしたが、仕事に必要な材料を手に入れた場所や、仕事で出たゴミを棄てた場所が仕事場から遠く離れているとは考えられません。近くで「菟田鋳物師」の仕事場があったことはほぼ間違いがないと思われます。

河内国鋳物師座法(現代語訳)
鋳物師仲間の取り決めについて
あわせて京都(真継家)へ差し上げる負担金のこと

一 天皇即位のときに祝金を納めること
一 御奉行御倉殿(真継家)の代替わりのときに祝金を納めること
一 山城国に關係する公役錢を負担すること
以上三ヶ条

右について、われわれ鋳物師仲間は、これまでの例を守り、けつしておろそかにすることなく、お納めいたします。その上で仲間の百九人で定めた内容について、もし違反する者がいた場合には、京都(真継家)の方から処罰を加えていただきます。以上、後日のため書面をもって誓約します。

宝徳三(一四五二)年正月十一日
御倉殿

(後からの書き足し)「河内鋳物師長中」
菟田(かつた)村十七人 代表 国次
我孫子(あひこ)村二十一人 代表 宗次
東掘村六人 代表 長家
新在家村十人 代表 家次
西掘村二十一人 代表 久吉
内垣内(かいと)村二十三人 代表 家清
庭井(にわい)村七人 代表 国清
大豆塚四人 代表 久家

河内国鋳物師座法
為寄会之人数定置座法之事
合京都へ進上申候御役錢之事
一 御即位之御礼錢之事
一 御奉行御倉殿御代替之御礼錢之事
一 山城立之公役錢之事
以上三ヶ条

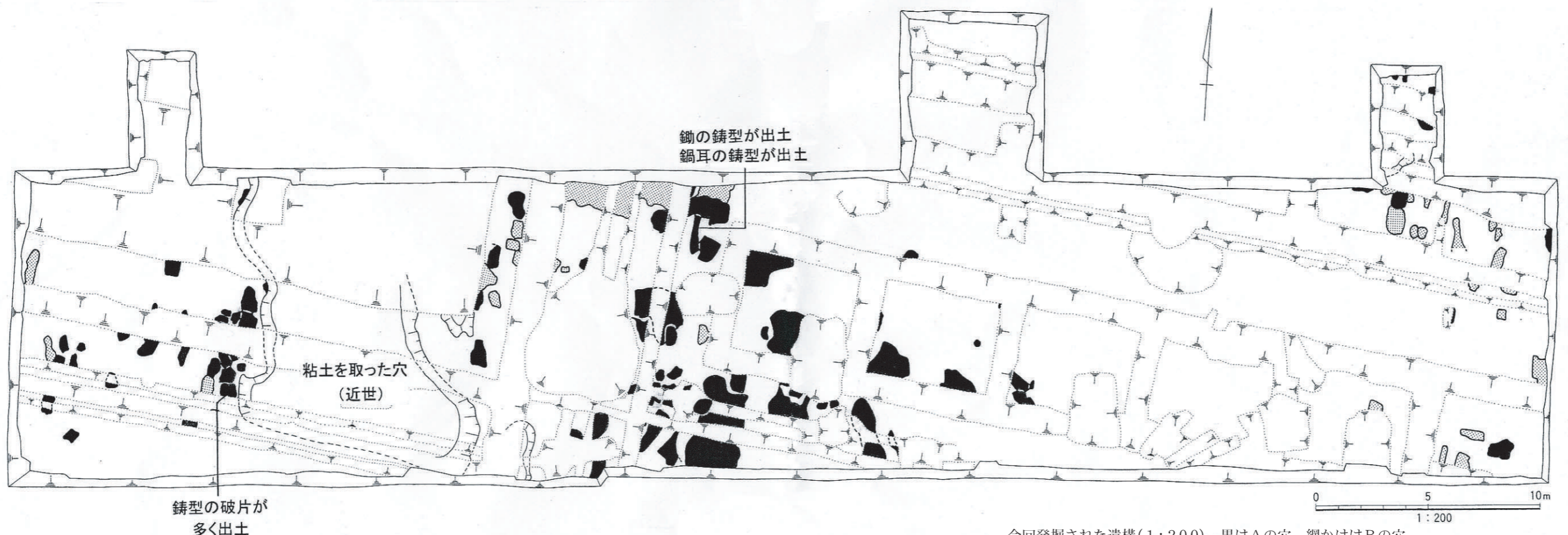
右之前、任先例之旨、無不沙汰釜屋在之間、馳走可申候也、其上為百九人定置所、若又其未未破申二をきてハ、從京都可被加御成敗候、為座中も可致成敗候、仍為後日之状如件。

寶徳三年正月十一日

かつた村十七人代 国次
あひこ村廿一人代 宗次
東掘村 六人代 長家
新在家村 十人代 家次
西掘村廿一人代 久吉
内かいと村廿三人代 家清
にわい村七人代 国清
大豆塚四人代 久家

御倉殿様

参考資料「真継家文書」



今回発掘された遺構(1:200) 黒はAの穴 網かけはBの穴